

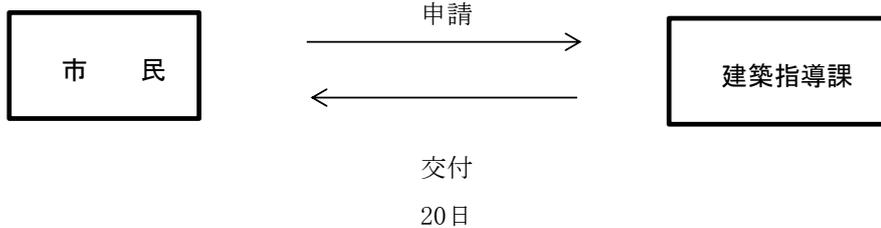
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 52

処 分 名	開発許可に基づく地位の承継の承認	
処 分 の 概 要	開発許可を受けた者が有していた開発許可に基づく地位の承継を承認する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年法律第100号)	
条 項	第45条	
所 管 課	建築指導課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	20日	
標 準 処 理 期 間	計	20日
判 断 基 準	開発許可を受けた者から権原を取得した者は承認を受けて地位を承継する。	
<p>【根拠法令等】 都市計画法 (許可に基づく地位の承継) 第四十四条 開発許可又は前条第一項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。 第四十五条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。